

# しろいしスイーツ普及振興業務 公募型企画競争提案説明書

## 1 業務名

しろいしスイーツ普及振興業務

## 2 目的

白石区は菓子店等が多く存在する地域であることから、区内菓子店のマップ作成や、周遊企画の実施をとおして、区民に各店舗への周遊促進を図り、区内菓子業の普及・振興につなげる。

また、そうした区内のスイーツや菓子店の認知度の向上を図ることで、白石区の魅力の再認識につなげる。

さらに、区のマスコットキャラクター「しろっぴー・くろっぴー」を企画全体で活用し、スイーツとの相乗効果により訴求効果の最大化を図る。

なお、当該事業は、より多くの区民や店舗の参加を促すため、昨年度ハロウィンの時期に実施し、好評だった、区内菓子店等をクイズラリー形式で巡るイベント「しろいしハロウィン 2023」(参考資料:別添1)の内容をより拡充させた形で実施することを想定している。

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和6年12月16日(月)までの間の所定の日とする。

ただし、所定の日は企画提案の内容に応じ委託者が決める。

## 4 業務内容

業務の実施にあたっては、下記(1)～(3)の各企画を一体的に実施すること。

- (1) 企画名「しろいしスイーツホッピング 2024 第1弾『くろっぴーの誕生日をお祝いしよう!』」(仮称)

区のマスコットキャラクター「くろっぴー」の誕生日(9月6日)をお祝いすることをテーマとして、区内の菓子店・ベーカリー等を周遊形式で巡るイベント及び子ども向けイベント等を下記のとおり開催すること。

なお、下記の内容よりも効果的な提案がある場合は、その提案内容へと変更する場合がある。

### ア 菓子店等を巡る周遊型イベントの実施

#### (ア) 協力店舗との連絡調整

前年度実施した「しろいしハロウィン 2023」の協力店舗を中心として 20～30 店舗程度に参加の協力を依頼すること。

また、参加が決定した協力店舗には事業の説明を行うとともに、その後の連絡調整を引き続き、必要な際に行うこと。

(イ) イベント内容

周遊型イベントについては、各協力店舗にてくろっぴーをモチーフにした商品、または、店舗が指定する商品を1つ購入すると、1店舗につきスタンプ等を1つ獲得できるといったような仕組みとするなど、各協力店舗の販売促進につながるような内容とすること。

また、例えば下記 a 及び b のような、参加者の周遊のモチベーションを高めるような企画内容を提案すること。

a 参加者が異なる店舗を1定数以上巡ると賞品の抽選に応募できる仕組みとする。

b 参加者が所有するモバイル端末等でスタンプを獲得できる仕組みとする。

(ウ) 期間(予定)

くろっぴーの誕生日(9月6日)を踏まえ、令和6年9月2日(月)から令和6年9月8日(日)の期間で実施すること。

(エ) 応募

応募方法については、応募用紙の郵送または応募フォームへの入力等により、応募できる仕組みとすること。

また、応募様式の項目として「アンケート」を含めること。アンケートの内容は、区内の菓子業等の普及・振興など、当該事業の目的を踏まえた内容とすること(例:「白石区で見つけた推しスイーツ」等)。

なお、収集したアンケート結果は下記(3)の「白石区スイーツマップ」への反映を検討すること。

(オ) 抽選

抽選は、抽選システム等を用い、受託者が行うこと。

なお、応募者の情報及び当選者の情報は委託者と共有すること。

(カ) 賞品

賞品は応募者が獲得したスタンプ等の数ごとに異なる賞品を準備すること。例えば、「全店舗のスタンプを集めた方」、「スタンプ3個以上集めた方」、「応募した方全員」等に分類し、それぞれの対象別に賞品を準備すること。

賞品については、区内菓子店・ベーカリーの商品等、白石区にゆかりのあるものや、しろっぴー・くろっぴーグッズ等も選択肢に含めて選定を行うこと。

また、当選者が決定したら、賞品の発送も行うこと。

イ 子ども向けイベント等の開催

(ア) イベント内容

a 下記(ウ)a などを会場として「くろっぴーの誕生日のお祝い」をテーマとして、子ども向けのイベントの企画・実施を行うこと。

b 下記(ウ)b などを会場として「くろっぴーの誕生日のお祝い」をテーマとして、集客イベント(例:カフェ・ビアガーデン)の企画・実施を行うこと。なお、屋

外での開催を想定しているため、雨天・荒天の場合、中止とする可能性がある。

(イ) 日時(予定)

a 令和6年9月7日(土)10時00分～15時00分

b 令和6年9月6日(金)12時00分～20時00分

(ウ) 場所(予定)

a 白石区複合庁舎地下2階イベント広場

b 白石区複合庁舎1階中庭

(エ) 会場図面(予定)、備品リスト

別添2及び3のとおり

(2) 企画名「しろいしスイーツホッピング 2024 第2弾『しろいしハロウィン 2024』(仮称)

前年度実施した「しろいしハロウィン」と同様に、「ハロウィン」をテーマとして、区内の菓子店・ベーカリー等を周遊形式で巡るイベント及び子ども向けイベントを下記のとおり開催すること。

なお、下記の内容よりも効果的な提案がある場合は、その提案内容へと変更する場合があります。

ア 菓子店等を巡る周遊型イベントの実施

(ア) 協力店舗との連絡調整

4(1)アの参加店舗を中心に協力を依頼のうえ、事業の説明のほか、必要な連絡調整を行うこと。

(イ) イベント内容

周遊型イベントについては、各協力店舗にてしろっぴー・くろっぴーをモチーフにした商品、または、店舗が指定する商品を1つ購入すると、1店舗につきスタンプ等を1つ獲得できるといったような仕組みとするなど、各協力店舗の販売促進につながるような内容とすること。

なお、上記以外は、基本的に4(1)ア(イ)記載の内容と同様に進めること。

(ウ) 期間(予定)

令和6年10月25日(金)～令和6年10月31日(木)

(エ) その他

応募、抽選、賞品に関しては、基本的に4(1)ア(エ)～(カ)に記載の内容と同様に進めること。

イ イベント広場における子ども向けイベントの開催

(ア) イベント内容

下記(ウ)などを会場として、前年度実施した「しろいしハロウィン 2023」の実施内容を参考に、ハロウィンをテーマとしたイベントを開催すること。

【実施例】

a 様々なミニゲームやフォトスポットの設置

b ハロウィンの飾り作りや工作が体験できるワークショップ

c しろっぴーのボディペイントシール等、ハロウィンをテーマとした仮装を楽しめるコーナー

(イ) 日時(予定)

令和6年10月26日(土) 10時00分～15時00分

(ウ) 場所(予定)

白石区複合庁舎地下2階イベント広場

### (3)「白石区スイーツマップ」の作成

白石区内の菓子店等を紹介し、各店舗への周遊を促す折り畳みマップを下記のとおり作成すること。

なお、下記の内容よりも効果的な提案がある場合は、その提案内容へと変更する場がある。

#### ア マップの構成

(ア) マップに掲載する店舗は 4(1)ア及び4(2)アの協力店舗を中心として掲載すること。

(イ) マップは、周遊型イベントや子ども向けイベント(4(1)及び4(2)参照)の内容を含まないものとし、汎用性があり、通年使用できるものとする。

(ウ) 折り畳んだ際に表紙となる面を作成すること。

(エ) 各店舗の情報(店名、おすすめ商品写真、住所、問い合わせ先、営業時間、定休日など)を掲載すること。

(オ) 各店舗の認知度の向上、しろいしスイーツの浸透につながる内容とすること。

#### イ 規格

下記の例を参考に制作すること。

サイズ	色数	折り	紙質	部数
A4 又は A3	両面フルカラー	・A4の場合 巻き3つ等 ・A3の場合 DM 折り等	コート110kg	300以上

#### ウ 配布先

下記の例を参考に区内各所に配布すること。

##### 【配布先(例)】

区内小中学校、区内まちづくりセンター、児童会館等

#### エ 校正

委託者の確認を受け、校正を行う。回数はいずれも3回程度を想定するが、必要な場合にはこれに限らず対応すること。

### (4) 共通事項

#### ア 広報

各種イベントへの参加・誘客を図る広報や情報発信として、区内各所へのチラシの配布及びポスターの掲出、区公式ホームページ等による情報発信を実施すること。

なお、下記内容よりも効果的な提案がある場合は、その提案内容へと変更する場合がある。

(ア) チラシの配布及びポスターの掲出

4(1)及び4(2)の各企画については、下記のとおりチラシ及びポスターを作成のうえ、周知を行うこと。

a 規格

下記の規格の例を参考に制作すること。

なお、部数は4(1)及び4(2)それぞれの数量を想定している。

・チラシの規格(例)

サイズ	色数	紙質	部数
A4	両面フルカラー	コート 68kg	14,000 程度

・ポスターの規格(例)

サイズ	色数	紙質	部数
A2	片面フルカラー	コート 135kg	30 程度

b 配布先・掲出先

下記の例を参考にチラシの配布又はポスターの掲出を行うこと。

【チラシ配布先(例)】

区内小中学校、区内まちづくりセンター、児童会館、協力店舗等

【ポスター掲出先(例)】

区内小中学校等

c 校正

委託者の確認を受け、校正を行う。回数はいずれも3回程度を想定するが、必要な場合にはこれに限らず対応すること。

(イ) ホームページ・広報誌等による情報発信

下記媒体への情報掲載を行うにあたり、上記のチラシやポスターのデザインデータを必要に応じて編集のうえ、掲載用のデータとして委託者に提供すること。

なお、下記の媒体により広報を行う場合、掲載に関する手続きは委託者が行う。

【広報媒体(例)】

・広報さっぽろ

・区公式ホームページ

イ 成果物

本業務において製作したマップやその他制作物のデザインデータ等については、

二次的利用が可能な高画質データ(Adobeイラストレーター等)及び一般的に閲覧可能なコンパクトなデータ(JPEGやPDF形式等)の両方で委託者が指定する電子媒体(CD又はDVD等)に保存し、白石区市民部地域振興課に2枚納品すること。

#### ウ 連絡調整

各業務の進行において、受託者は委託者と十分に打合せを行い、必要な事項について委託者から指示を受けること。また、委託者が別途、関連する他業務を実施する場合は、必要な連携等を行うこと。

#### エ 会場等の設営・イベント運営に係る諸手続きについて

業務実施にあたり必要なイベント会場の設営・運営等は受託者が行うこと。また、原則としてその際の必要な物品や機材等は受託者が調達し、費用を負担すること。さらに、イベントの運営にあたって必要な諸手続きについても受託者が行うとともに、その費用を負担すること。

#### オ その他

(ア) 全体をとおしてイベント等への参加促進や、協力店舗での商品購入を促すために、効果的と思われる提案を行うこと。

(イ) 白石区内の菓子店・パン店などの商品を中長期的にブランディングする観点での取組が盛り込まれた提案が望ましい。

#### (5) 打合せの実施

業務着手、完了時及び業務履行中必要に応じて、委託者と打合せを行うこと。

#### (6) 留意事項

業務内容については企画提案書を基本とするが、委託者との打合せの中で、企画書の内容に修正・調整等を加えて実施する必要があることに留意すること。

## 5 企画提案を求める事項

以下の(1)～(7)について企画提案書を作成すること。

#### (1) しろいしスイーツホッピング 2024 第1弾「くろっぴーの誕生日をお祝いしよう！」

4(1)に記した企画内容について示すこと。

#### (2) しろいしスイーツホッピング 2024 第2弾「しろいしハロウィン 2024」

4(2)に記した企画内容について示すこと。

#### (3) 白石区スイーツマップ

4(3)に記した企画内容について示すこと。

#### (4) 広報

4(4)アに記した広報の具体的な内容・手法等について示すこと。

#### (5) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制(人員体制含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。)並びに業務の統括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(6) 独自提案事項

当該業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で必要・効果的を考える事柄があれば提案すること。

(7) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

## 6 計画書、報告書等の作成

実施計画書、業務報告書等を作成し、委託者に提出すること。業務報告書は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすく実施概要、実施結果等を取りまとめたものを作成し、提出すること。

(1) 契約後速やかに提出する書類

業務実施計画書 1部

(2) 業務完了時に提出する書類

ア 業務完了届 1部

イ 業務報告書 2部

ウ 参考資料 一式

※各報告書の電子データ(PDF形式、Microsoft Word形式又はExcel形式)

## 7 予算規模(契約限度額)

2,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を契約限度額とする。

## 8 参加資格要件

参加者は、次の要件をすべて満たすこと。また、下表に定める必要書面を申込書と同時に提出を行うこと。ただし、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

(1) 地方地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 当市において、入札等への参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。

- (5) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。  
 (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

※複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(6)を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

<札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面>

※札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

提出書面	備考
ア 申出書	(様式 3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明(写し可) ※参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表(直前 2 期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可) ※参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書(その 3 の 3)(写し可) ※参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの

## 9 参加手続きに関する事項

### (1) 日程

事項	期限
企画提案の公募開始	令和 6 年 6 月 10 日(月)
質問受付締切	令和 6 年 6 月 17 日(月)17時00分必着
参加申込書の提出期限	令和 6 年 6 月 20 日(木)17時00分必着
企画提案書の提出期限	令和 6 年 6 月 24 日(月)12 時 00 分必着
実施委員会による審査の実施	令和 6 年 6 月 28 日(金)【予定】
提案事業者への選定結果の通知	令和 6 年 7 月 1 日(月)【予定】

※提出期限を過ぎた場合は受理しない

### (2) 提出書類

下記ア～ウまでの提出書類を、上記(1)記載の提出期限までに、担当課へ郵送又は持参により提出すること。

なお、ウについてはイの提出期限までに提出すること。

ア 参加申込書(様式1)1部

※上記8記載の「札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面」の提出が必要な場合、参加申込書と同時に提出を行うこと。

イ 企画提案書及び参考見積書 正本:1部、審査用:10部

(ア)様式は自由とするが、A4 縦、両面使用とし、表紙には「1業務名」を記載すること。

(イ)正本には、表紙に提案者の団体名称、担当部門、責任者を明示すること。

(ウ)審査用は、審査の公平公正を期するため、表紙及び企画提案書内に、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を一切入れず、別の表現や伏字等で記載すること。

ウ 上記イの電子データ(CD 又は DVD) 1部

### (3) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、上記(1)の記載の提出期限までに、所定の書面(様式2)に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信すること。電子メール以外での質問は受け付けない。

ア 質問受付期限

令和6年6月17日(月)17時00分まで

イ 質問に対する回答

担当課は、質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

shiroishi\_chosei@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)しろいしスイーツ普及振興業務質問書」とする。

### (4) 留意事項

ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出のあった申込書類は返却しない。

エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

オ 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

## 10 契約候補者の選定方法

本市関係部局の職員等からなる「しろいしスイーツ普及振興業務公募型企画競争実施委員会」の審査において、下記により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を選定する。

### (1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加団体に通知する。

### (2) 評価項目及び評価基準表

評価基準点は「5点:非常に優秀 4点:優秀 3点:普通 2点:やや劣る 1点:劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。

評価項目	評価内容	係数	評価点
趣旨理解 (5)	提案は、提案説明書における指示事項を十分理解し、積極的に取り組む姿勢や意欲がうかがえるか。	4	20
各企画の内容 (5(1)～(4)関連)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5(1)～(4)の一連の提案内容や想定される成果物や効果は、業務目的に沿っており、効果的かつ実現可能なものとなっているか。</li> <li>・白石区の特性を踏まえた、白石区の魅力を発信できるような提案となっているか。</li> <li>・参加する事業者にもメリットを実感できるような提案となっているか。</li> <li>・白石区マスコットキャラクター(しろっぴー・くろっぴー)を活用し、子ども・親子で楽しむことができる提案となっているか。</li> </ul>	8	40
実施体制・スケジュール (5(5)関連)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を円滑かつ安定的に実施できる十分な同種業務実績を有しているか。</li> <li>・業務履行に向けた適正な人員・業務の実施体制が確保されているか。</li> <li>・業務のプロセスが合理的なものとなっており、着実な実施が見込めるか。</li> <li>・スケジュールに無理がなく、履行期間内に十分執行可能なものとなっているか。</li> <li>・本市の求めに応じて、迅速に対応できる体制となっているか。</li> </ul>	4	20
独自提案 (5(6)関連)	・業務目的を達成するにあたり、独自性のある、有効な提案となっているか。	2	10
経費の妥当性 (5(7)関連)	・企画提案書と見積内容の整合性が取れており、最小の経費で最大の効果を表現したものとなっているか。	2	10

### (3) 審査

本市が設置する実施委員会で別に期日を定め、企画提案者(一次審査を実施した場合は一次審査を通過した企画提案者)によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行う。

ア 提出書類及びヒアリングに基づき、10(2)「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、実施委員会が定める最低基準点(総合得点の6割)を超え、合

計得点の最も高かった者を契約候補者とする。また、提案者が1者であった場合、最低基準点を超えたときは、契約候補者として選定する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1企画提案者あたり約 25 分(提案説明 15 分、質疑応答 10 分)を想定し、個別に行う。

エ 実施委員会による採点と同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

オ 選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知する。選定の結果に対する質問については、原則として文書にて提出すること。

#### (4) 委託相手方の選定及び契約について

契約は、選定された契約候補者と担当課の間で実際の業務内容や詳細を協議のうえ締結する。

この協議の中で企画提案内容の一部を変更する可能性があり、企画書の内容が実際の業務内容ではないことに留意すること。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する可能性がある。

#### (5) その他

提案者の数によっては、一次審査(書類選考)を行う場合がある。

## 11 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

## 12 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本企画提案書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本実施要領等に定める手続き、方法等を順守しない者。

### 13 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内にその理由等について書面により求めることができる。

### 14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

### 15 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 本市が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用(必要な改編を含む)することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画提案書類は、札幌市情報公開条例(平成 11 年条例第 41 号)に基づき公開請求があったときは、同条例の規定により、公開する場合がある。

### 16 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 本業務は個人情報を取扱うため、別添4「個人情報取扱安全管理基準」及び別添5「個人情報の取扱いに関する特記事項」への適合を要し、最終審査にて決定した契約候補者に対して、契約締結前に同基準への適否を審査する。なお、個人情報取扱安全管理基準の全ての項目を満たさなくても必要な保護措置が講じられている場合には適合と判断することがある。

### 17 問合せ先

【担当】札幌市白石区市民部地域振興課 まちづくり調整担当係 担当:久富、庄子

【住所】〒003-8612 札幌市白石区南郷通1丁目南8-1白石区複合庁舎4階

【電話】011-861-2422/FAX 011-861-2775

【メール】shiroishi\_chosei@city.sapporo.jp